

群馬県地域防災計画

風水害・雪害対策編
火山災害対策編
事故災害対策編
火災対策編

新旧対照表

(令和7年3月修正)

- ※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更、時点のみの修正、資料編の修正等、内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
- ※ 表の「頁」は修正後の頁を記載しています

風水害・雪害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等																
4	<p>総則 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td> (略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略)	(略)	(略)	<p>総則 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td> (略) 3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略)	(略)	(略)	最新の状況を踏まえた修正
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略)																		
(略)	(略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (略)																		
(略)	(略)																		
7	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子<u>応用</u>研究所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子 <u>応用</u> 研究所)	(略)	(略)	(略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子<u>技術基盤</u>研究所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子 <u>技術基盤</u> 研究所)	(略)	(略)	(略)	組織改正を反映
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子 <u>応用</u> 研究所)	(略)																		
(略)	(略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子 <u>技術基盤</u> 研究所)	(略)																		
(略)	(略)																		
10	<p>第4節 県土の概況</p> <p>1 地勢の特性</p> <p>本県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が95.90km、南北が119.14km、面積は6,362.28km²(国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調(令和5年7月1日時点)」)で全国で21位の広さを持つ内陸県である。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 県土の概況</p> <p>1 地勢の特性</p> <p>本県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が95.90km、南北が119.14km、面積は6,362.28km²(国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(令和6年7月1日時点)」)で全国で21位の広さを持つ内陸県である。</p> <p>(略)</p>	最新情報に更新																

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>3 気象の特性</p> <p>本県は、東・北・西三方を山岳に囲まれ高度差が大きいため、県内気候分布は複雑で地域による差が大きく、また、四季の変化が大きい。平均気温は、山間部の7℃から南東平坦部の15℃の間に分布し、年降水量は平坦部の1,200ミリから北部山間部の2,000ミリの間にあり、雨量の多い島国日本としてはやや内陸的な気候を示し、降雨量も比較的少ない方である。</p> <p>なお、冬季における北西の季節風がもたらす北部の多雪及び南部の晴天乾燥並びに夏季における雷雨多発が特徴である。</p> <p>本県において全域に大規模な被害をもたらす気象災害は、台風又は梅雨前線による風水害である。一方、雷雨等は、局地的な災害をもたらすことが多い。</p> <p>(1) 冬期 (12月～2月)</p> <p>西高東低の冬型気圧配置が続く時期で、北西季節風が強く吹き、県北部山間地を除いては、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。県北部では季節風による降雪が多い。</p> <p>この期間は、災害の少ない時期ではあるが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害・電線着雪の被害もある。県北部では大雪のため交通が麻ひすることもある。</p> <p>(2) 春期 (3月～5月)</p> <p>移動性高気圧に覆われる時期で、天候の変化が早く、降雨回数も増してくる。前半は北西の季節風が強い。</p> <p>この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、前半はまだ着雪被害があり、後半は雹害が生ずる。</p> <p>(3) 梅雨期 (6月～7月中旬)</p> <p>本州付近に前線が停滞しがちで曇雨天が続く。雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。</p> <p>この期間は水害が多くなり、雹害の発生も多い。広範囲の大雹害はこの時期に多く、雷を伴った突風害もある。さらに台風が接近することもある。</p> <p>(4) 盛夏期 (7月下旬～8月)</p> <p>夏型の安定した天気が続き、猛暑日となる日も多い。地面付近の気温が高いことから大気的不安定な状況となりやすく、雷雨の発生が多い。</p> <p>台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがある。雹害は梅雨期より少なくなるが、突風・旋風害は多くなる。なお、少雨高温により干害が発生することもある。</p>	<p>3 気象の特性</p> <p>本県は、東・北・西三方を山岳に囲まれ高度差が大きいため、県内気候分布は複雑で地域による差が大きく、また、四季の変化が大きい。平均気温は、山地の7℃から平地の16℃の間に分布し、年降水量は平地の1,100ミリから山地の2,100ミリの間にあり、降水量の多い島国日本としてはやや内陸的な気候を示し、降水量も比較的少ない方である。</p> <p>なお、冬季における北西の季節風がもたらす北部の多雪及び南部の晴天乾燥並びに夏季における雷雨多発が特徴である。</p> <p>本県において全域に大規模な被害をもたらす気象災害は、台風や停滞前線による風水害である。一方、雷雨等は、局地的な災害をもたらすことが多い。</p> <p>(1) 冬期 (12月～2月)</p> <p>西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西の季節風が強く吹き、北部山地を除いては、晴天の日が多く降水量は少なく乾燥する。北部では季節風による降雪が多い。</p> <p>この期間は、災害の少ない時期ではあるが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害・電線着雪の被害もある。県北部では大雪のため交通が麻ひすることもある。</p> <p>(2) 春期 (3月～5月)</p> <p>低気圧と高気圧が交互に通過する時期で、天気の変化が早く、降雨回数も増してくる。前半は北西の季節風が強い。</p> <p>この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、前半はまだ着雪被害があり、後半はひょう害が生ずる。</p> <p>(3) 梅雨期 (6月～7月中旬)</p> <p>本州付近に前線が停滞しがちで曇りや雨の日が続く。雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。</p> <p>この期間は水害が多くなり、ひょう害の発生も多い。広範囲のひょう害はこの時期に多く、雷を伴った突風害もある。さらに台風が接近することもある。</p> <p>(4) 盛夏期 (7月下旬～8月)</p> <p>太平洋高気圧に覆われて晴天の日が増え、猛暑日となる日も多い。地面付近の気温が高いことから大気の状態が不安定となりやすく、雷雨の発生が多い。</p> <p>台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがある。ひょう害は梅雨期より少なくなるが、突風害は多くなる。なお、少雨高温により干害が発生することもある。</p>	<p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																																												
	<p>(5) 秋期(9月～11月) 残暑型から秋霜を経て後半は移動性高気圧に覆われる。 台風が本邦に接近する回数が最も多いのがこの時期である。したがって、大規模な風水害をもたらすことが多い。なお、前半には雷雨に伴う雹害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。</p>	<p>(5) 秋期(9月～11月) この期間をはじめ残暑が厳しく猛暑日となることもあるが、後半は移動性高気圧に覆われて霜が降りることもある。 台風が本邦に接近する回数が多く、秋雨前線の影響も加わって、大規模な風水害をもたらすことが多い。なお、前半には雷雨に伴うひょう害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。</p>																																																																													
18	<p>第5節 過去の災害 (略) (参考) 直近の気象災害の概況(火山災害及び地震災害を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">暦年</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">死者(人)</th> <th rowspan="2">行方不明(人)</th> <th rowspan="2">負傷者(人)</th> <th colspan="5">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">被害額(千円)</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部破損</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="11"><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	暦年	件数	死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	(略)											<u>(追加)</u>											<p>第5節 過去の災害 (略) (参考) 直近の気象災害の概況(火山災害及び地震災害を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">暦年</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">死者(人)</th> <th rowspan="2">行方不明(人)</th> <th rowspan="2">負傷者(人)</th> <th colspan="5">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">被害額(千円)</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部破損</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>725,476</td> </tr> </tbody> </table>	暦年	件数	死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	(略)											令和5年	12	0	0	8	0	0	3	2	6	725,476	最新情報に更新
暦年	件数						死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)																																																																
		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水																																																																									
(略)																																																																															
<u>(追加)</u>																																																																															
暦年	件数	死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)																																																																					
					全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水																																																																						
(略)																																																																															
令和5年	12	0	0	8	0	0	3	2	6	725,476																																																																					
23	<p>第1部 災害予防 (略) 第1章 風水害・雪害に強い県土づくり (略) 第1節 河川事業の推進 (略) 2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進 (1) (略) (2) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、「洪水予報河川」「水位周知河川」(以下、「洪水予報河川等」という。)について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、関係市町村の長に通知するものとする。<u>また、県(河川課)は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な</u></p>	<p>第1部 災害予防 (略) 第1章 風水害・雪害に強い県土づくり (略) 第1節 河川事業の推進 (略) 2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進 (1) (略) (2) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、「洪水予報河川」「水位周知河川」(以下、「洪水予報河川等」という。)と<u>その他河川</u>について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、関係市町村の長に通知するものとする。</p>	記載を見直し																																																																												

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p><u>方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 流域水害対策計画の推進 (略)</p> <p>4 ダム整備事業の推進 河川管理者は、洪水被害を軽減するため、<u>洪水調節機能を有するダムの整備を推進する</u>ものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 流域水害対策計画<u>に基づく対策</u>の推進 (略)</p> <p>4 ダムの<u>効果的な運用</u> 河川管理者は、洪水被害を軽減するため、<u>事前放流の取組を推進するなどダムの効果的な運用に努める</u>ものとする。</p>	<p>記載を見直し</p> <p>最新の状況を踏まえた修正</p>
24	<p>第2節 砂防事業の推進 (略)</p> <p>2 砂防事業の推進 (略)</p> <p>(3) 県(砂防課)は、土砂・流木による被害の危険性が高い<u>中小河川</u>において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、<u>遊砂地</u>等の整備を実施する。</p>	<p>第2節 砂防事業の推進 (略)</p> <p>2 砂防事業の推進 (略)</p> <p>(3) 県(砂防課) <u>及び関東地方整備局</u>は、土砂・流木による被害の危険性が高い河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、<u>溪流保全工</u>等の整備を実施する。</p>	<p>記載を見直し</p>
31	<p>第6節 避難場所・指定避難所・避難路の整備 (略)</p> <p>2 避難路等の整備 県及び市町村は、避難に要する時間の短縮、<u>避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備</u>に努めるものとする。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p>第6節 避難場所・指定避難所・避難路の整備 (略)</p> <p>2 避難路等の整備 県及び市町村は、<u>避難路となる道路の整備等において</u>、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
		<p><u>さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正</p>
32	<p>第7節 建築物の安全性の確保 (略) 5 盛土による災害防止 県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>撤去命令等の是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第7節 建築物の安全性の確保 (略) 5 盛土による災害防止 県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検や<u>宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査</u>を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正</p>
37	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第1節 避難誘導體制の整備 (略) 1 警報等伝達体制の整備 (略) (3) 県(危機管理課)及び市町村は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (略)</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第1節 避難誘導體制の整備 (略) 1 警報等伝達体制の整備 (略) (3) 県(危機管理課)及び市町村は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFM及び<u>臨時災害放送局</u>を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (略)</p>	<p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
40	<p>6 要配慮者への配慮等 (略) (2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 市町村及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (4) (略)</p> <p>7 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応 県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時から</u>、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>6 要配慮者への配慮等 (略) (2) (略) <u>(3) 市町村は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市町村及び県(私学・青少年課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (5) (略)</p> <p>7 感染症への対応 県及び保健所設置市の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前から</u>、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>	<p>消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
41	<p>第2節 災害危険区域の災害予防 (略)</p> <p>1 災害危険区域の種類 (1) 土木関係 ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 ウ <u>土石流危険渓流</u> エ <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> オ <u>地すべり危険箇所</u> カ <u>土砂災害警戒区域</u> キ <u>土砂災害特別警戒区域</u> ク <u>雪崩危険箇所</u></p>	<p>第2節 災害危険区域の災害予防 (略)</p> <p>1 災害危険区域の種類 (1) 土木関係 ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 ウ <u>土砂災害警戒区域</u> エ <u>土砂災害特別警戒区域</u> オ <u>雪崩危険箇所</u></p>	<p>令和5年11月10日付け国土交通省の通知に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
46	<p>第4節 気象・水象観測体制の整備 (略)</p> <p>1 気象・水象の予測、観測の充実 (略)</p> <p>(2) 前橋地方气象台、関東地方整備局及び県(河川課)は、雨量、<u>出水</u>の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	<p>第4節 気象・水象観測体制の整備 (略)</p> <p>1 気象・水象の予測、観測の充実 (略)</p> <p>(2) 前橋地方气象台、関東地方整備局及び県(河川課)は、雨量の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	記載を見直し
47	<p>第5節 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及び<u>S I P 4 D (基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management)</u>)に集約できるよう努めるものとする。</p>	<p>第5節 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、<u>消防庁映像共有システム</u>等による情報収集体制を整備するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(<u>群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WE B)</u>)に集約できるよう努めるものとする。</p>	<p>消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正</p>
49	<p>第6節 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 代替通信手段の確保</p> <p>県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア 防災行政無線 (略)</p>	<p>第6節 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 代替通信手段の確保</p> <p>県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。<u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>ア 防災行政無線 (略)</p>	防災基本計画の修正(令和6年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省水防無線(～国土交通省、他都道府県)</p>	<p>イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省水防<u>道路用</u>無線(～国土交通省、他都道府県)</p>	<p>記載を見直し</p>
51	<p>第7節 職員の応急活動体制の整備 (略) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>第7節 職員の応急活動体制の整備 (略) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
53	<p>第8節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) 1 県における受援・応援体制の整備 (略) (2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) 1 県における受援・応援体制の整備 (略) (2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
54	<p>3 市町村における受援・応援体制の整備 (略)</p>	<p>3 市町村における受援・応援体制の整備 (略)</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由等
55	<p>(3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防機関における応援体制の整備</p> <p>(1) 消防機関は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、本県では、昭和 50 年に県内の全消防本部(11 本部)が相互応援協定を締結した。</p> <p>(2) 消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 ライフライン事業者との連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 消防機関における応援体制の整備</p> <p>(1) 消防機関は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、本県では、昭和 50 年に県内の全消防本部(11 本部)が相互応援協定を締結した。</p> <p>(2) 消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 ライフライン事業者との連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>9 郵便局との連携体制の整備</u></p> <p><u>県及び市町村は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映</p> <p>消防庁防災業務計画の修正(令和 6 年)を踏まえた修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p><u>9</u> 救援活動拠点の整備 (略)</p> <p><u>10</u> 円滑な救助の実施体制の構築 (略)</p> <p><u>11</u> 水災に対する連携体制の構築 (略)</p> <p><u>12</u> 既存ダムの洪水調節機能活用体制の構築 (略)</p>	<p><u>10</u> 救援活動拠点の整備 (略)</p> <p><u>11</u> 円滑な救助の実施体制の構築 (略)</p> <p><u>12</u> 水災に対する連携体制の構築 (略)</p> <p><u>13</u> 既存ダムの洪水調節機能活用体制の構築 (略)</p>	
63	<p>第10節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 (略)</p> <p>2 医療活動体制の整備 (略)</p> <p>(7) 災害派遣精神医療チーム等の整備 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第10節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 (略)</p> <p>2 医療活動体制の整備 (略)</p> <p>(7) 災害派遣精神医療チーム等の整備 (略)</p> <p><u>(8) 災害支援ナースとの連携体制の整備</u> <u>県(医務課)は、災害時に迅速に看護職員を確保するため、医療機関等と災害支援ナースの応援派遣に係る協定の締結に努めるものとする。また、災害支援ナース養成研修修了者の把握及び派遣調整のため、県看護協会との連携を図るものとする。</u> <u>(※災害支援ナース：地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称。県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。)</u></p> <p><u>(9) 被災者支援チーム等との連携</u> <u>県(医務課、健康長寿社会づくり推進課、介護高齢課)は、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDADAT)等との連携等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
64	<p>3 保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1) 保健医療福祉調整本部の整備 (略) (※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、<u>看護師チーム</u>、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))</p> <p>4 消火活動体制の整備 (略) (3) 消防用機械・資機材の整備 市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>3 保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1) 保健医療福祉調整本部の整備 (略) (※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、<u>災害支援ナース</u>、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))</p> <p>4 消火活動体制の整備 (略) (3) 消防用機械・資機材の整備 市町村は、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>医療法及び感染症法の改正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
68	<p>第11節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 10 緊急通行車両の事前確認 (1) 趣旨 知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるものとする。</p> <p>災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第11節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 10 緊急通行車両の事前確認 (1) 趣旨 知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認<u>及び緊急通行車両確認標章等の交付</u>を災害発生時等よりも前に行えるものである。</p> <p><u>(2) 緊急通行車両等の事前届出</u> 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認<u>及び緊急通行車両確認標章等の交付</u>を事前に受けるよう努めるものとする。</p> <p><u>(3) 事前交付の周知及び普及</u> <u>県公安委員会(警察本部、警察署)及び県(危機管理課)は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(2) 確認手続 (略)</p>	<p><u>確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>(4) 確認手続 (略)</p>	
70	<p>第12節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 市町村は、指定避難所となる施設については、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、</u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p>	<p>第12節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、</u>換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 避難所以外の避難者等の支援</u></p> <p><u>ア 市町村は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
		<p><u>うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	
<p>74</p> <p>第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 (略)</p> <p>2 調達計画</p> <p>県(危機管理課、食品・生活衛生課、<u>蚕糸園芸課</u>、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>75</p> <p>4 県による広域調整 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>5</u> 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 (略)</p>	<p>第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 (略)</p> <p>2 調達計画</p> <p>県(危機管理課、食品・生活衛生課、<u>農政課</u>、<u>米麦畜産課</u>、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 県による広域調整 (略)</p> <p><u>5 孤立地域への輸送</u></p> <p><u>県(危機管理課)及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 (略)</p>	<p>組織改正を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>	
<p>76</p> <p>第14節 広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>1 広報体制の整備</p> <p>(1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p>	<p>第14節 広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>1 広報体制の整備</p> <p>(1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p>		

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(例)</p> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>	<p>(例)</p> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>	<p>記載を見直し</p>
81	<p>第17節 防災訓練の実施 (略) 3 個別防災訓練の実施 (略) (6) 市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>第17節 防災訓練の実施 (略) 3 個別防災訓練の実施 (略) (6) 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
86	<p>第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 (略) 3 学校教育による防災知識の普及 (1) 県(私学・子育て支援課、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 (2) 県(私学・子育て支援課、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>	<p>第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 (略) 3 学校教育による防災知識の普及 (1) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 (2) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>	<p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p>
87	<p>4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等 県(危機管理課、河川課ほか)及び市町村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを</p>	<p>4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等 県(危機管理課、河川課、砂防課ほか)及び市町村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを</p>	<p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、<u>私学・子育て支援課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>9</u> 疑似体験装置等の活用 (略)</p> <p><u>10</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略)</p> <p><u>11</u> 過去の災害教訓の伝承 (略)</p>	<p>データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、<u>私学・青少年課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (略)</p> <p><u>9 家庭動物への配慮</u> <u>県(食品・生活衛生課、危機管理課)及び市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>10</u> 疑似体験装置等の活用 (略)</p> <p><u>11</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略)</p> <p><u>12</u> 過去の災害教訓の伝承 (略)</p>	<p>組織改正を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
89	<p>第3節 県民の防災活動の環境整備 (略)</p> <p>1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化</p>	<p>第3節 県民の防災活動の環境整備 (略)</p> <p>1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由等								
	<p>(1) 消防団の育成強化 県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備</u>の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化 (略) エ 自主防災組織のリーダーを<u>サポートする</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士(ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。</p>	<p>(1) 消防団の育成強化 県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等<u>に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化 (略) エ 自主防災組織のリーダー<u>となる</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士(ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>記載を見直し</p>								
96	<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者対策 (略)</p> <p>6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 (略)</p> <table border="1" data-bbox="300 1066 1032 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 1066 757 1102">施設の種類</th> <th data-bbox="757 1066 1032 1102">県の所管部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1102 757 1385"> ①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略) </td> <td data-bbox="757 1102 1032 1385"> 私学・子育て支援課 障害政策課 </td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	県の所管部署	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略)	私学・子育て支援課 障害政策課	<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者対策 (略)</p> <p>6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1066 1825 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1066 1550 1102">施設の種類</th> <th data-bbox="1550 1066 1825 1102">県の所管部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1102 1550 1385"> ①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略) </td> <td data-bbox="1550 1102 1825 1385"> こども・子育て支援課 児童福祉課 </td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	県の所管部署	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略)	こども・子育て支援課 児童福祉課	<p>組織改正を反映</p>
施設の種類	県の所管部署										
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略)	私学・子育て支援課 障害政策課										
施設の種類	県の所管部署										
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター (略)	こども・子育て支援課 児童福祉課										

頁	修正前	修正後	修正理由等																				
98	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 225 757 320">⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</td> <td data-bbox="757 225 1039 320"><u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 320 757 480">⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td> <td data-bbox="757 320 1039 480"><u>健康福祉課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 480 757 568">イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校</td> <td data-bbox="757 480 1039 568"><u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 568 757 695">ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td> <td data-bbox="757 568 1039 695"><u>健康福祉課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 695 757 791">エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)</td> <td data-bbox="757 695 1039 791"></td> </tr> </table> <p>7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備 (1) 県(<u>健康福祉課</u>)は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。 なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。</p>	⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課	⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>健康福祉課</u>	イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課	ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>健康福祉課</u>	エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 225 1550 320">⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</td> <td data-bbox="1550 225 1832 320"><u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 320 1550 480">⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td> <td data-bbox="1550 320 1832 480"><u>地域福祉課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 480 1550 568">イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校</td> <td data-bbox="1550 480 1832 568"><u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 568 1550 695">ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td> <td data-bbox="1550 568 1832 695"><u>地域福祉課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 695 1550 791">エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)</td> <td data-bbox="1550 695 1832 791"></td> </tr> </table> <p>7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備 (1) 県(<u>地域福祉課</u>)は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。 なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。</p>	⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課	⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>地域福祉課</u>	イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課	ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>地域福祉課</u>	エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)		<p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>法令根拠条文の修正</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映 法令根拠条文の修正</p> <p>組織改正を反映</p>
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課																						
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>健康福祉課</u>																						
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課																						
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>健康福祉課</u>																						
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)																							
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課																						
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>地域福祉課</u>																						
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課																						
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>地域福祉課</u>																						
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略)																							
118	<p>第2部 災害応急対策 (略) 第1章 災害発生直前の対策 (略) 第2節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略)</p>	<p>第2部 災害応急対策 (略) 第1章 災害発生直前の対策 (略) 第2節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略)</p>																					

頁	修正前	修正後	修正理由等																																												
	<p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="271 252 1032 608"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令者</th> <th>措置</th> <th>発令する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【市町村の発令基準例】</td> <td>[浸水害] (略)</td> <td>[土砂災害] ・土砂災害警戒情報が発表された場合 等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p>		発令者	措置	発令する場合	高齢者等避難	(略)			避難指示	(略)			【市町村の発令基準例】	[浸水害] (略)	[土砂災害] ・土砂災害警戒情報が発表された場合 等	(略)			緊急安全確保	(略)			<p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="1064 252 1825 608"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令者</th> <th>措置</th> <th>発令する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【市町村の発令基準例】</td> <td>[浸水害] (略)</td> <td>[土砂災害] ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p>		発令者	措置	発令する場合	高齢者等避難	(略)			避難指示	(略)			【市町村の発令基準例】	[浸水害] (略)	[土砂災害] ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 等	(略)			緊急安全確保	(略)			<p>記載を見直し</p> <p>記載を見直し</p>
	発令者	措置	発令する場合																																												
高齢者等避難	(略)																																														
避難指示	(略)																																														
	【市町村の発令基準例】	[浸水害] (略)	[土砂災害] ・土砂災害警戒情報が発表された場合 等																																												
	(略)																																														
緊急安全確保	(略)																																														
	発令者	措置	発令する場合																																												
高齢者等避難	(略)																																														
避難指示	(略)																																														
	【市町村の発令基準例】	[浸水害] (略)	[土砂災害] ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 等																																												
	(略)																																														
緊急安全確保	(略)																																														
127	<p>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1節 災害情報の収集・連絡 (略) 1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略) イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機を活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。 (略)</p>	<p>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1節 災害情報の収集・連絡 (略) 1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略) イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)及び消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映</p>																																												

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																																				
	<p>(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="300 284 1032 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な被害区分</th> <th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th> <th colspan="2">県の担当部署</th> </tr> <tr> <th>地域機関</th> <th>県庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>文教施設</u></td> <td>県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県<u>私学・子育て支援課</u></td> <td>教育事務所</td> <td>【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>市町村 県社会福祉施設所管課</td> <td></td> <td><u>健康福祉課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業・水産業</td> <td>市町村</td> <td>農業事務所</td> <td>農政課 <u>技術支援課</u> <u>農村整備課</u> <u>蚕糸園芸課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				<u>文教施設</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・子育て支援課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u>	(略)				社会福祉施設	市町村 県社会福祉施設所管課		<u>健康福祉課</u>	(略)				農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>技術支援課</u> <u>農村整備課</u> <u>蚕糸園芸課</u>	(略)				<p>(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1093 284 1823 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な被害区分</th> <th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th> <th colspan="2">県の担当部署</th> </tr> <tr> <th>地域機関</th> <th>県庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>学校</u></td> <td>県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県<u>私学・青少年課</u></td> <td>教育事務所</td> <td>【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>市町村、<u>県社会福祉施設所</u>管課</td> <td></td> <td><u>地域福祉課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業・水産業</td> <td>市町村</td> <td>農業事務所</td> <td>農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> <u>農村整備課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				<u>学校</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・青少年課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u>	(略)				社会福祉施設	市町村、 <u>県社会福祉施設所</u> 管課		<u>地域福祉課</u>	(略)				農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> <u>農村整備課</u>	(略)				<p>災害報告取扱要領及び火災・災害即報要領の改正(平成31年)を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p>
主な被害区分	第一次的な情報収集機関			県の担当部署																																																																			
		地域機関	県庁																																																																				
(略)																																																																							
<u>文教施設</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・子育て支援課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u>																																																																				
(略)																																																																							
社会福祉施設	市町村 県社会福祉施設所管課		<u>健康福祉課</u>																																																																				
(略)																																																																							
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>技術支援課</u> <u>農村整備課</u> <u>蚕糸園芸課</u>																																																																				
(略)																																																																							
主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署																																																																					
		地域機関	県庁																																																																				
(略)																																																																							
<u>学校</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・青少年課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u>																																																																				
(略)																																																																							
社会福祉施設	市町村、 <u>県社会福祉施設所</u> 管課		<u>地域福祉課</u>																																																																				
(略)																																																																							
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> <u>農村整備課</u>																																																																				
(略)																																																																							
137	<p>(略)</p> <p>4 その他 (略)</p> <p>(4) 「<u>文教施設</u>」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。</p>	<p>(略)</p> <p>4 その他 (略)</p> <p>(4) 「<u>学校</u>」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。</p>	<p>災害報告取扱要領及び火災・災害即報要領の改正(平成31年)を反映</p>																																																																				

頁	修正前	修正後	修正理由等												
139	<p>第2節 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定 県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p>	<p>第2節 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定 県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>												
147	<p>第3章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>1 災害対策本部の組織編成 (略)</p> <table border="1" data-bbox="300 724 1032 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="300 724 1032 762">本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="300 762 1032 791">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 791 439 1326">本部員</td> <td data-bbox="439 791 1032 1326"> 危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	本部会議		(略)		本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長	<p>第3章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>1 災害対策本部の組織編成 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1093 724 1825 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1093 724 1825 762">本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1093 762 1825 791">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 791 1227 1326">本部員</td> <td data-bbox="1227 791 1825 1326"> 危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	本部会議		(略)		本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長	<p>組織改正を反映</p>
本部会議															
(略)															
本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長														
本部会議															
(略)															
本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長														

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																								
148	<p>4 災害対策本部内の事務分掌 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長相当職)</th> <th>班 (班長等相当職)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td> <td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受援・応援チーム</td> <td>4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報通信ネットワーク班 <u>(*業務プロセス改革課長)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事戦略応援班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション戦略課長)</u> (グリーンイノベーション推進課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域創生部 (地域創生部長)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		受援・応援チーム	4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)		(略)		知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)		情報通信ネットワーク班 <u>(*業務プロセス改革課長)</u>	(略)	(略)			知事戦略応援班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション戦略課長)</u> (グリーンイノベーション推進課長)	(略)	地域創生部 (地域創生部長)	(略)		地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)	(略)	<p>4 災害対策本部内の事務分掌 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長相当職)</th> <th>班 (班長等相当職)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td> <td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受援・応援チーム</td> <td>4 <u>被災市町村の業務支援のため</u> <u>の県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報通信ネットワーク班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション課長)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事戦略応援班 <u>(*グリーンイノベーション推進課長)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域創生部 (地域創生部長)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		受援・応援チーム	4 <u>被災市町村の業務支援のため</u> <u>の県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。</u> (略)		(略)		知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)		情報通信ネットワーク班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション課長)</u>	(略)	(略)			知事戦略応援班 <u>(*グリーンイノベーション推進課長)</u>	(略)	地域創生部 (地域創生部長)	(略)		地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長)</u>	(略)	組織改正を反映
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																									
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																										
	(略)																																																										
	受援・応援チーム	4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)																																																									
	(略)																																																										
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)																																																										
	情報通信ネットワーク班 <u>(*業務プロセス改革課長)</u>	(略)																																																									
	(略)																																																										
	知事戦略応援班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション戦略課長)</u> (グリーンイノベーション推進課長)	(略)																																																									
地域創生部 (地域創生部長)	(略)																																																										
	地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)	(略)																																																									
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																									
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																										
	(略)																																																										
	受援・応援チーム	4 <u>被災市町村の業務支援のため</u> <u>の県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。</u> (略)																																																									
	(略)																																																										
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)																																																										
	情報通信ネットワーク班 <u>(*デジタルトランスフォーメーション課長)</u>	(略)																																																									
	(略)																																																										
	知事戦略応援班 <u>(*グリーンイノベーション推進課長)</u>	(略)																																																									
地域創生部 (地域創生部長)	(略)																																																										
	地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長)</u>	(略)																																																									

風水害・雪害対策編

頁	修正前			修正後			修正理由等
	生活こども部 (生活こども部長)	(略) 私立学校・児童福祉班 <u>(*私学・子育て支援課長)</u> <u>(児童福祉・青少年課長)</u>	(略)	生活こども部 (生活こども部長) <u>(こどもまんなか推進監)</u>	(略) 私立学校・児童福祉班 <u>(*こども・子育て支援課長)</u> <u>(私学・青少年課長)</u> <u>(児童福祉課長)</u>	(略)	
	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (*健康福祉課長)	(略) 4 (略) <u>(追加)</u>	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (*健康福祉課長) <u>(地域福祉課長)</u>	(略) 4 (略) <u>5 都道府県DH EATの受援調整及び群馬DH EATの派遣調整に関すること。</u> <u>6 (略)</u>	
		医療・防疫班 (*医務課長) (感染症・ <u>がん</u> 疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略) 8 (略) <u>(追加)</u>		医療・防疫班 (*医務課長) (感染症・疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略) 8 (略) <u>9 DPATの派遣要請、調整等に関すること。</u>	
		要配慮者対策班 (*介護高齢課長) <u>(健康福祉課長)</u> (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略)		要配慮者対策班 (*介護高齢課長) <u>(地域福祉課長)</u> (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農政部 (農政部長)	農政総務班 (*農政課長)	(略)	農政部 (農政部長)	農政総務班 (*農政課長) <u>(農業構造政策課長)</u>	(略)	
		農作物・施設対策班 <u>(*技術支援課長)</u> <u>(蚕糸園芸課長)</u> <u>(畜産課長)</u>	(略)		農作物・施設対策班 <u>(*米麦畜産課長)</u> <u>(農政課長)</u> <u>(野菜花き課長)</u> <u>(蚕糸特産課長)</u>	(略)	

頁	修正前	修正後	修正理由等																														
	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>企業部 (企業局長)</td> <td>企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)</td> <td>(略) 4 (略) <u>4</u> (追加) 5 (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)</td> <td>警備対策班 (*警備第二課長)</td> <td>(略) 4 (略) <u>4</u> (追加)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>地域部 (地域部長)</td> <td>地域対策班 (*地域課長)</td> <td>1 (略) <u>2</u> 県警ヘリコプ ターの運用に関 すること。 <u>3</u> 無線通信指令 に関すること。</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>4</u> (追加) 5 (略)	(略)	(略)	警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>4</u> (追加)	(略)	地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>2</u> 県警ヘリコプ ターの運用に関 すること。 <u>3</u> 無線通信指令 に関すること。	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>企業部 (企業局長)</td> <td>企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)</td> <td>(略) 4 (略) <u>5</u> 部内の車両に 関すること。 <u>6</u> (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)</td> <td>警備対策班 (*警備第二課長)</td> <td>(略) 4 (略) <u>5</u> 航空機の運用 に関すること。</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>地域部 (地域部長)</td> <td>地域対策班 (*地域課長)</td> <td>1 (略) <u>1</u> (削除) <u>2</u> 無線通信指令 に関すること。</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>5</u> 部内の車両に 関すること。 <u>6</u> (略)	(略)	(略)	警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>5</u> 航空機の運用 に関すること。	(略)	地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>1</u> (削除) <u>2</u> 無線通信指令 に関すること。	(略)	
(略)																																	
(略)																																	
企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>4</u> (追加) 5 (略)																															
(略)																																	
(略)																																	
警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>4</u> (追加)																															
(略)																																	
地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>2</u> 県警ヘリコプ ターの運用に関 すること。 <u>3</u> 無線通信指令 に関すること。																															
(略)																																	
(略)																																	
(略)																																	
企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>5</u> 部内の車両に 関すること。 <u>6</u> (略)																															
(略)																																	
(略)																																	
警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>5</u> 航空機の運用 に関すること。																															
(略)																																	
地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>1</u> (削除) <u>2</u> 無線通信指令 に関すること。																															
(略)																																	
167	<p>第6節 広域応援の要請等 (略)</p> <p>7 受援体制の確立 (略) (2) (略) <u>1</u> (追加)</p>	<p>第6節 広域応援の要請等 (略)</p> <p>7 受援体制の確立 (略) (2) (略) <u>3</u> 受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場 合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる 空き地などの確保に配慮するものとする。</p>	<p>防災基本計画の 修正(令和6年) を反映</p>																														
168	<p>8 広域的な応援体制 (略)</p> <p>(3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を 考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>新型コロナウイルス</u> <u>感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっ ては、派遣職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底するものとする。</p>	<p>8 広域的な応援体制 (略)</p> <p>(3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を 考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のた め、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底 するものとする。</p>	<p>防災基本計画の 修正(令和6年) を反映</p>																														

頁	修正前	修正後	修正理由等
173	<p>第7節 自衛隊への災害派遣要請 (略)</p> <p>8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略)</p> <p>(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項) (略)</p> <p>エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。</p>	<p>第7節 自衛隊への災害派遣要請 (略)</p> <p>8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略)</p> <p>(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項) (略)</p> <p>エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。</p>	記載を見直し
180	<p>第5章 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>第1節 救助・救急活動 (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>8</u> 被災地域外の市町村の役割 (略)</p> <p><u>9</u> 関係機関の連携 (略)</p>	<p>第5章 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>第1節 救助・救急活動 (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み <u>県(危機管理課)及び</u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p><u>8 携帯電話等の位置情報の活用</u> <u>救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者(携帯電話)に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。</u></p> <p><u>9</u> 被災地域外の市町村の役割 (略)</p> <p><u>10</u> 関係機関の連携 (略)</p>	<p>記載を見直し</p> <p>消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
181	<p><u>10</u> 資機材の確保 (略)</p> <p><u>11</u> 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底するものとする。</p> <p><u>12</u> 惨事ストレス対策 (略)</p>	<p><u>11</u> 資機材の確保 (略)</p> <p><u>12</u> 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p><u>13</u> 惨事ストレス対策 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
183	<p>第2節 医療活動 (略)</p> <p>2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略)</p> <p>(7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、<u>日本看護協会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 医療活動 (略)</p> <p>2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略)</p> <p>(7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、<u>災害支援ナース</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
185	<p>11 医薬品及び医療資機材の確保 (略)</p>	<p>11 医薬品及び医療資機材の確保 (略)</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<u>(追加)</u>	<u>12 災害支援ナースの派遣</u> <u>県(医務課)は、災害による被災者に対して適切な医療や看護等を提供するため、必要に応じて、医療機関、社会福祉施設及び避難所(福祉避難所を含む)等への災害支援ナースの派遣を要請する。</u>	防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正
191	第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 第2節 交通の確保 (略) 3 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略)	第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 第2節 交通の確保 (略) 3 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略)	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
192	6 輸送拠点の確保 (略) (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、 <u>必要に応じて、</u> 民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。	6 輸送拠点の確保 (略) (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、 <u>速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、</u> 民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る <u>よう努める</u> ものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
203	第7章 避難の受入活動 (略) 第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 6 良好な生活環境の確保 (1) 市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア (略)	第7章 避難の受入活動 (略) 第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 6 良好な生活環境の確保 (1) 市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア (略)	

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ</u> 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>については、</u>平等かつ効率的な配給に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>イ</u> 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</p> <p><u>ウ</u> 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。<u>また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。</u></p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>の</u>平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</p> <p><u>キ</u> <u>入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要なとなる水の確保に努める。</u></p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
204	<p>8 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応</p> <p>(1) 市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 県及び市町村は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>9 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ア 指定避難所運営担当職員<u>や保健師</u>に女性を配置する</p> <p>(略)</p> <p>キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する</p> <p>(略)</p>	<p>8 感染症への対応</p> <p>(1) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>9 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する</p> <p>(略)</p> <p>キ 女性用と男性用、<u>男女兼用</u>のトイレを離れた場所に設置する</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>記載を見直し</p> <p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
205	<p><u>(追加)</u></p> <p>10 在宅避難者等への配慮 県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>11 指定避難所の早期解消 (略)</p>	<p>10 <u>家庭動物への配慮</u> <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>11 在宅避難者等への配慮 県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。 <u>また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>12 <u>車中泊避難者への配慮</u> <u>市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>13 指定避難所の早期解消 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
207	<p>第2節 応急仮設住宅等の提供 (略)</p> <p>1 応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(3) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。ま</p>	<p>第2節 応急仮設住宅等の提供 (略)</p> <p>1 応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(3) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>た、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p>	<p>保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p>	
211	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ (略) 3 受入可能な避難施設情報の把握 (略) (5) 県(健康福祉課)は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状態を把握する。</p>	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ (略) 3 受入可能な避難施設情報の把握 (略) (5) 県(地域福祉課)は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状態を把握する。</p>	組織改正を反映
216	<p>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 (略) 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 (略) 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市町村は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。</p>	<p>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 (略) 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 (略) 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市町村は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。</p>	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
219	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。</p>	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。</p>	防災基本計画の修正(令和6年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
221	<p>第1節 保健衛生活動 (略)</p> <p>3 し尿の適正処理 (略)</p> <p>(2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害時における動物の管理等 県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第1節 保健衛生活動 (略)</p> <p>3 し尿の適正処理 (略)</p> <p>(2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。<u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 災害時における動物の管理等 県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
222	<p>第2節 防疫活動 (略)</p> <p>県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 県の防疫活動 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>第2節 防疫活動 (略)</p> <p>県(感染症・疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 県の防疫活動 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>組織改正を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>2 市町村の防疫活動</p> <p>(1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)に協力を要請する。</p> <p>(4) その他、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p>	<p>2 市町村の防疫活動</p> <p>(1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)に協力を要請する。</p> <p>(4) その他、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p>	<p>組織改正を反映</p>
227	<p>第10章 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第1節 広報・広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動 (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p> </div>	<p>第10章 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第1節 広報・広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動 (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFM<u>及び臨時災害放送局</u>を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p> </div>	<p>記載を見直し</p>
247	<p>第14章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者の災害応急対策 (略)</p>	<p>第14章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者の災害応急対策 (略)</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>3 ぐんまDWAT (略) (2) 県(健康福祉課)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWATの派遣を要請する。 (略) イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県(健康福祉課)に対して派遣要請があった場合 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 ぐんまDWAT (略) (2) 県(地域福祉課)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWATの派遣を要請する。 (略) イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県(地域福祉課)に対して派遣要請があった場合 (略)</p> <p><u>4 災害支援ナース</u> <u>県(医務課)は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。</u></p>	<p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
250	<p>第15章 その他の災害応急対策 (略) 第2節 農林水産業の災害応急対策 (略) 1 農作物関係 (1) 改植用苗の確保 ア 県(蚕糸園芸課)は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達するものとする。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意するものとする。 イ 県(蚕糸園芸課)は、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。 (2) 病虫害の防除 ア 県(技術支援課)は、次により緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行うものとする。 (略) (エ) 必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協同組合に対し、農薬の緊急供給を要請する。 (略) イ 市町村は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、<u>市町村病虫害防除協議会に諮り、</u>防除班を編成して防除を実施するものとする。</p>	<p>第15章 その他の災害応急対策 (略) 第2節 農林水産業の災害応急対策 (略) 1 農作物関係 (1) 改植用苗の確保 ア 県(米麦畜産課)は、水稻の改植の必要が生じたときは、<u>JAグループ等生産者団体や群馬県米麦大豆振興協会など関係機関と連携し、</u>県内外から余剰苗を調達できるように努めるものとする。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意するものとする。 イ 県(蚕糸特産課)は、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。 (2) 病虫害の防除 ア 県(農政課)は、次により緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行うものとする。 (略) (エ) 必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協議会に対し、農薬の緊急供給を要請する。 (略) イ 市町村は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする</p>	<p>組織改正を反映、記載を見直し</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
251	<p>(3) 転換作物の導入指導 県(技術支援課)及び市町村は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。</p> <p>2 蚕業関係</p> <p>(1) 桑園改植用苗の確保 県(蚕糸園芸課)は、桑園の改植の必要が生じたときは、全国農業協同組合連合会群馬県本部等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。</p> <p>(2) 蚕種対策 県(蚕糸園芸課)は、必要に応じ、適正な掃立日及び掃立量を定め、繭の生産量の確保に努めるとともに、催青・卵蟻蚕冷蔵及び抑制について適切な技術指導を行うものとする。</p> <p>3 家畜関係</p> <p>(1) 家畜の避難 県(畜産課)及び市町村は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 家畜の防疫及び診療 県(畜産課)は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市町村、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。 (略)</p> <p>(3) 環境汚染の防止 県(畜産課)及び市町村は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>(4) 飼料の確保 県(畜産課)は、必要に応じ、次により飼料の確保を図るものとする。 (略) ウ J A 東日本くみあい飼料(株)その他飼料販売業者からの供給のあっせん</p> <p>4 水産関係</p> <p>(1) 飼育技術の指導 県(蚕糸園芸課)は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防</p>	<p>(3) 転換作物の導入指導 県(米麦畜産課、野菜花き課、蚕糸特産課)及び市町村は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。</p> <p>2 蚕業関係</p> <p>(1) 桑園改植用苗の確保 県(蚕糸特産課)は、桑園の改植の必要が生じたときは、全国農業協同組合連合会群馬県本部等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。</p> <p>(2) 蚕種対策 県(蚕糸特産課)は、必要に応じ、適正な掃立日及び掃立量を定め、繭の生産量の確保に努めるとともに、催青・卵蟻蚕冷蔵及び抑制について適切な技術指導を行うものとする。</p> <p>3 家畜関係</p> <p>(1) 家畜の避難 県(米麦畜産課)及び市町村は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 家畜の防疫及び診療 県(農政課)は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市町村、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。 (略)</p> <p>(3) 環境汚染の防止 県(米麦畜産課)及び市町村は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>(4) 飼料の確保 県(米麦畜産課)は、必要に応じ、次により飼料の確保を図るものとする。 (略) ウ J A 全農くみあい飼料(株)その他飼料販売業者からの供給のあっせん</p> <p>4 水産関係</p> <p>(1) 飼育技術の指導 県(蚕糸特産課)は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防</p>	<p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p> <p>組織改正を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>疫対策等の技術指導を行うものとする。</p> <p>(2) 種苗の確保 県(蚕糸園芸課)は、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行うものとする。</p>	<p>疫対策等の技術指導を行うものとする。</p> <p>(2) 種苗の確保 県(蚕糸特産課)は、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行うものとする。</p>	<p>組織改正を反映</p>
263	<p>第3部 災害復旧・復興 (略) 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 (略) 4 国等に対する協力の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>	<p>第3部 災害復旧・復興 (略) 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 (略) 4 国等に対する協力の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
264	<p>第2節 原状復旧 (略) 1 被災施設の復旧等 (略) (6) 県(河川課)は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事(独立行政法人水資源機構へ要請する場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。)で県知事等に代わって国(国土交通省)及び独立行政法人水資源機構が行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)及び独立行政法人水資源機構へ要請を行う。 (7) 市町村は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事</p>	<p>第2節 原状復旧 (略) 1 被災施設の復旧等 (略) (6) 県(河川課)は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事(独立行政法人水資源機構へ要請する場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。)で県知事等に代わって国(国土交通省)及び独立行政法人水資源機構が行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)及び独立行政法人水資源機構へ要請を行う。 (7) 市町村は、市町村長が管理を行う、一級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に</p>	<p>記載を見直し</p> <p>記載を見直し</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</p> <p>(8) 県(河川課)及び市町村は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川<u>若しくは二級河川</u>又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</p> <p>(8) 県(河川課)及び市町村は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(12) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p>記載を見直し</p> <p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
270	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 災害弔慰金の支給等</p> <p>(略)</p> <p>主な支援制度は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 群馬県<u>(小規模)</u>災害見舞金</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 住宅再建・取得の支援</p> <p>県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)</p>	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 災害弔慰金の支給等</p> <p>(略)</p> <p>主な支援制度は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 群馬県災害見舞金</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 住宅再建・取得の支援</p> <p>県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 母子・<u>父子</u>・寡婦福祉資金(住宅資金)</p>	<p>支援制度名の変更を反映</p> <p>支援制度名の変更を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
277	<p>第7節 激甚災害法の適用 (略)</p> <p>2 特別財政援助の受入れ (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 (略)</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。</p>	<p>第7節 激甚災害法の適用 (略)</p> <p>2 特別財政援助の受入れ (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 (略)</p> <p>エ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉<u>資金</u>、<u>父子福祉資金及び寡婦福祉資金</u>の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。</p>	<p>法令の改正を反映</p>

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
279	<p>第1部 災害予防</p> <p>第1章 想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1部 災害予防</p> <p>第1章 想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。<u>なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
281	<p>第2章 火山災害に強い県土づくり</p> <p>第1節 県内火山の現況</p> <p>1 県内の活火山</p> <p>活火山とは、<u>火山噴火予知連絡会(事務局:気象庁)により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」</u>であると定義されている。</p> <p>日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割に当たる111の活火山が分布しているが、本県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の5活火山が分布している。</p> <p><u>なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、3火山が追加された。</u></p> <p><u>これらの50火山には</u>日光白根山、草津白根山及び浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。</p>	<p>第2章 火山災害に強い県土づくり</p> <p>第1節 県内火山の現況</p> <p>1 県内の活火山</p> <p>活火山とは、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。</p> <p>日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割に当たる111の活火山が分布しているが、本県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の5活火山が分布している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>なお、日光白根山、草津白根山及び浅間山は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。</u></p>	<p>最新の状況を踏まえた修正</p> <p>記載を見直し</p>

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
285	<p>第3節 避難施設・避難路の整備 (略)</p> <p>県及び関係市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。</p>	<p>第3節 避難施設・避難路の整備 (略)</p> <p>県及び関係市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
288	<p>第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第1節 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>2 火山防災協議会の設置 (略)</p> <p>(3) 県及び関係市町村は、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第1節 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>2 火山防災協議会の設置 (略)</p> <p>(3) 県及び関係市町村は、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
290	<p>4 避難誘導計画の作成 (略)</p> <p>(9) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p>	<p>4 避難誘導計画の作成 (略)</p> <p>(9) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
291	<p>(10) 関係市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 要配慮者への配慮等 (略)</p> <p>(3) 関係市町村及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>(10) 関係市町村は、<u>必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ</u>、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な<u>情報提供</u>、助言等の<u>援助</u>を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 要配慮者への配慮等 (略)</p> <p>(3) 関係市町村及び県(私学・青少年課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p> <p>組織改正を反映</p>
296	<p>第4章 県民等の防災活動の促進 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>1 県及び関係市町村等は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</p>	<p>第4章 県民等の防災活動の促進 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>1 県及び関係市町村等は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災週間、<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
300	<p>第2部 災害応急対策</p> <p>第1章 災害発生直前の対策 (略)</p> <p>第1節 火山活動に関する情報の収集 (略)</p> <p>1 火山活動に関する情報収集 (略)</p>	<p>第2部 災害応急対策</p> <p>第1章 災害発生直前の対策 (略)</p> <p>第1節 火山活動に関する情報の収集 (略)</p> <p>1 火山活動に関する情報収集 (略)</p>	

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(2) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、<u>火山噴火予知連絡会</u>による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。</p>	<p>(2) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、<u>火山調査研究推進本部</u>による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。</p>	<p>最新の状況を踏まえた修正</p>
313	<p>第3節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ<u>放送</u>等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達するものとする。</p>	<p>第3節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ<u>(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)</u>等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達するものとする。</p>	<p>記載を見直し</p>

事故災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等																																								
334	<p>第1部 航空災害対策</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第5節 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 (略)</p> <p>3 消火活動体制の整備 消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>第1部 航空災害対策</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第5節 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 (略)</p> <p>3 消火活動体制の整備 消防機関は、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>																																								
343	<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県内の鉄道施設の現況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td>(略)</td> <td>上信電鉄(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>踏切箇所数</td> <td><u>268</u></td> <td></td> <td><u>140</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		東日本旅客鉄道(株)	(略)	上信電鉄(株)	(略)	(略)	(略)		(略)		踏切箇所数	<u>268</u>		<u>140</u>		(略)	(略)		(略)		<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県内の鉄道施設の現況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td>(略)</td> <td>上信電鉄(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>踏切箇所数</td> <td><u>260</u></td> <td></td> <td><u>128</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		東日本旅客鉄道(株)	(略)	上信電鉄(株)	(略)	(略)	(略)		(略)		踏切箇所数	<u>260</u>		<u>128</u>		(略)	(略)		(略)		<p>最新の状況を踏まえた修正</p>
	東日本旅客鉄道(株)	(略)	上信電鉄(株)	(略)																																							
(略)	(略)		(略)																																								
踏切箇所数	<u>268</u>		<u>140</u>																																								
(略)	(略)		(略)																																								
	東日本旅客鉄道(株)	(略)	上信電鉄(株)	(略)																																							
(略)	(略)		(略)																																								
踏切箇所数	<u>260</u>		<u>128</u>																																								
(略)	(略)		(略)																																								
363	<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県内の道路施設の現況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>高速自動車道</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上信越自動車道 (高崎・<u>佐久</u>管理事務所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	高速自動車道	(略)	(略)		上信越自動車道 (高崎・ <u>佐久</u> 管理事務所)		(略)	(略)			<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県内の道路施設の現況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>高速自動車道</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上信越自動車道 (高崎・<u>長野</u>管理事務所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	高速自動車道	(略)	(略)		上信越自動車道 (高崎・ <u>長野</u> 管理事務所)		(略)	(略)			<p>組織改正を反映</p>																				
高速自動車道	(略)	(略)																																									
	上信越自動車道 (高崎・ <u>佐久</u> 管理事務所)																																										
	(略)																																										
(略)																																											
高速自動車道	(略)	(略)																																									
	上信越自動車道 (高崎・ <u>長野</u> 管理事務所)																																										
	(略)																																										
(略)																																											

頁	修正前	修正後	修正理由等
393	<p>第4部 危険物等災害対策 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第17節 専門知識の活用 (略)</p> <p>2 量子科学技術研究開発機構の協力 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。</p>	<p>第4部 危険物等災害対策 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第17節 専門知識の活用 (略)</p> <p>2 量子科学技術研究開発機構の協力 量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。</p>	組織改正を反映
394	<p>第18節 防護用資機材の確保 (略)</p> <p>2 量子科学技術研究開発機構の協力 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。</p>	<p>第18節 防護用資機材の確保 (略)</p> <p>2 量子科学技術研究開発機構の協力 量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。</p>	組織改正を反映
395	<p>第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 (略)</p> <p>1 特定事象発生との連絡 原子力防災管理者(注3)は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、文部科学省、経済産業省、内閣府、県(危機管理課)、事故発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>3 専門家の派遣及び防災資機材の動員 (1) 県(危機管理課)は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。</p>	<p>第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 (略)</p> <p>1 特定事象発生との連絡 原子力防災管理者(注3)は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、経済産業省、内閣府、県(危機管理課)、事故発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>3 専門家の派遣及び防災資機材の動員 (1) 県(危機管理課)は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。</p>	<p>所管省庁の変更を反映</p> <p>組織改正を反映</p>

事故災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。</p>	<p>(2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。</p>	<p>組織改正を反映</p>
401	<p>第5部 県外の原子力施設事故対策 (略) 第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・連絡 (略) 県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努めることとする。</p>	<p>第5部 県外の原子力施設事故対策 (略) 第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・連絡 (略) 県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努めることとする。</p>	<p>所管省庁の変更を反映</p>
405	<p>第4節 水道水、飲食物の摂取制限等 (略) 1 水道水の摂取制限等 県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、市町村等水道事業者に対し、摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。</p>	<p>第4節 水道水、飲食物の摂取制限等 (略) 1 水道水の摂取制限等 県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、国土交通省又は環境省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、市町村等水道事業者に対し、摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。</p>	<p>所管省庁の変更を反映</p>

火災対策編

火災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
411	<p>第1部 大規模な火事災害対策</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備 (略)</p> <p>3 消火活動体制の整備 (3) 市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>第1部 大規模な火事災害対策</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備 (略)</p> <p>3 消火活動体制の整備 (3) 市町村は、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和6年)を反映</p>
415	<p>第12節 防災思想の普及 (略)</p> <p>3 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、消防保安課、<u>私学・子育て支援課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p>	<p>第12節 防災思想の普及 (略)</p> <p>3 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、消防保安課、<u>私学・青少年課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p>	<p>組織改正を反映</p>